

平成 24 年度第 2 回北海道入札監視委員会 開催結果

(委員会次第)

1 開 会

2 報告事項

(1) 平成 24 年度入札契約執行状況 (平成 24 年 6 月末)

(2) 談合情報への対応状況

3 議 事

(1) 北海道入札監視委員会の現地調査結果について

4 閉 会

平成24年度 第2回北海道入札監視委員会 出席者名簿

委員長	吉岡 征雄
委員	赤淵 由紀彦
委員	伊勢田 和幸
委員	大野 由夏
委員	蟹江 俊仁 (欠席)
委員	柴口 幹男

五十音順、敬称略

関係各部局出席者

所属	職	氏名
農政部農村振興局事業調整課	課長	西山 宰
"	主幹	富岡 尊志
"	主査	菊池 祐二
水産林務部総務課	主幹	前田 満雄
"	主査	川瀬 正博
建設部建設管理局建設情報課	課長	葛西 悟
"	主幹	佐藤 克幸
"	主幹	玉田 学
"	主査	高屋 光行
"	主査	有馬 純生
建設部建築局計画管理課	課長	山崎 雄二
"	主幹	玉田 甲
"	主査	木村 剛
出納局総務課	主幹	川田 和明
"	主査	阿保 恵一

事務局

所属	職	氏名
総務部行政改革局	次長兼局長	坂本 和彦
総務部行政改革局行政改革課	課長	濱坂 真一
"	主幹	長谷山 英嗣
"	主査	高道 智

平成24年度第2回北海道入札監視委員会議事録

1 開会

(事務局)

ただいまから、平成24年度第2回入札監視委員会を開催いたします。

本日は、蟹江委員が欠席、また、伊勢田委員がご都合により遅れる旨の連絡ありました。現在4名の委員がお集まりですが、委員会設置要綱に定める開催要件の過半数を満たしていることを、ご報告させていただきます。

それでは、これからの議事の進行につきまして、吉岡委員長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

2 報告事項

(1) 平成24年度入札契約執行状況(平成24年6月末)

(委員長)

それでは、報告事項の1番目、「入札契約執行状況」について事務局から説明願います。

(事務局)

平成24年度入札契約執行状況について、説明に入る前に、先に配付資料についてご説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料にあります「北海道入札監視委員会の次第」の下段に示してあります配付資料ですが、資料、 については、委員や、この会場にいる皆様に配付させていただいておりますが、下の注釈に書かれているように、 と と の資料については、大冊につき、また、 の資料については取扱注意が含まれているため、委員のみの配付しております。

また、 の資料については、本委員会終了後、回収させていただく予定でありますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料1-1の「平成24年度入札契約執行状況(平成24年6月末)」に沿って、報告させていただきます。

1ページ目、1点目の項目の「発注3部関係の工事における一般競争の実施状況」です。平成23年度年間の合計が「77.8%」の実施率に対し、平成24年度第1四半期では「8.9ポイント」上昇の「86.7%」となりました。

2点目の項目「発注部門別の平均落札率の状況」です。

工事部門については、発注3部分について、平成23年度年間分に対し、0.5ポイント上昇の93.6%、その他部門を加えた全体の落札率も、0.4ポイント上昇の93.4%です。

次のページに移りまして、委託部門については、発注3部の合計の落札率は、0.3ポイント上昇の92.4%、その他機関を含めた全体計の平均落札率も0.3ポイント上昇の92.3%です。

次に3点目の項目「発注3部関係の工事に係る入札方式別平均落札率」の状況です。指名競争入札93.4%と一般競争入札93.6%とその差があまりない状況です。

3ページ目は、発注3部における部門別入札・契約実績です。

先ほど、1ページ目の「1 一般競争入札の実施状況」の中で86.7%の話をしましたが、この表の真ん中の太枠の区分欄に「一般競争入札小計」ものが表示されていますが、その右端にある合計欄の中段に、638件が一般競争入札で実施した件数です。

また、その638件の上段に括弧で表示している「86.7%」が入札件数に占める一般競争入札の実施状況となっています。

なお、638件の下段の93.6%は平均落札率を示しています。

4ページ、5ページは、発注機関ごとの工事及び委託の入札契約実績です。

全体件数については、各ページの右下に表示していますが、工事は855件、委託では2,132件です。

6ページは「4 最低制限価格等の同価落札の状況」です。

落札額が最低制限価格等と同価、あるいは最低制限価格等から千円差以内で落札した工事件数を調査しました。

この調査は昨年度から行い、第2回入札監視委員会において、平成21年度と平成22年度の最低制限価格等の同価落札状況とその同価落札状況を巡る背景について報告したところです。

今回も昨年度と同様に同価落札の状況について調査しました。

調査の対象工事は農政部、水産林務部、建設部所管の250万円以上の発注工事、対象期間は、平成22年度及び23年度、対象発注機関は、本庁の建設部建築局総合振興局及び振興局では産業振興部、森林室、建設管理部です。

同価落札の状況として、最低制限価格等と同価で落札となった件数は、平成22年度が

475件、平成23年度が673件でした。

契約件数を占める割合では、9.3%から14.8%へ、5.5ポイント増加しています。また、最低制限価格等と千円差以内の金額で落札した件数は、平成22年度が563件、平成23年度が737件です。

平成23年度における工事種別では、一般土木工事、塗装工事等において、最低制限価格等と同価により落札となっており、合計では平成22年度と比較すると、増加傾向にありました。

7ページ目に移ります。

工事種別毎の同価落札状況の表で、先ほどより詳しい表となっています。

また、同じ7ページ目の下の方には「平成21年度からの同価落札状況」を示しています。21年度は234件、22年度は475件、23年度は673件となっています。

8ページ目は発注機関別の最低制限価格等の同価落札状況です。

平成23年度において、最低制限価格等と同価落札した件数が50件以上ある発注機関について、産業振興部では十勝、建設管理部では札幌、室蘭、旭川、帯広、釧路となっています。

以上、入札契約執行状況の説明でした。

(委員長)

ただいま、ご説明いただいたことについて、何かご質問はありませんか。

(委員)

表の1、一番最初の表ですが、土木部門を除いて全て一般競争入札を実施して、土木部門が全て一般競争入札で実施していない理由は何ですか。

(建設部)

建設部です。一千万円以上は原則、一般競争入札で実施していますが、土木の場合、一千万円以下の小規模な工事が多いこと、それと災害等といった工事で工期的な制約もある工事もあるものですから、一般競争入札でなくて指名競争入札を行っているため、100%になっていない状況になっています。

(委員長)

それでは他にありませんか。

私のからお伺いしたいのは、資料1の1の8ページの最低制限価格の同価落札の関係で、発注部局の皆さんがこの表をご覧になって、この数字が全く問題ないものかどうなのか、どう認識しているのか。

(建設部)

状況につきましては、21年度から比べると大分増えているという印象を持っています。昨年度の最初にもご説明させていただきましたが、いろいろな状況が背景にあるのかなと考えています。

ひとつには、建設投資額だとかがかなり大幅に減少する一方で、相対的に建設業者の数の減少が緩やかだといったところで、ひとつの競争環境というものがあるのかと。

あとは発注者における積算基準等の公表を大分進めています。また、入札に参加する建設業者の方々が積算システム等を活用されている状況が背景にあるものと考えています。

正直言いましてこういう状況がどの程度傾向として続くかということところはなんとも言えないところですが、こういった状況はある程度、今後どうなるか注視して見ていきたいと思っています。

(農政部)

農政部関係の農業土木工事でございますが、この8ページの表でいきますと、十勝で最低制限価格と同等の落札が突出している状況でございます。

23年度については件数的には若干膠着しておりますけど、どういう状況か、どういうことが考えられるかということでございますが、十勝はA等級業者が30者と結構多くいて、事業費が多い空知では22者と、A等級業者間の競争が厳しい地域であるということがひとつあると思います。

また、十勝は三方が峠に囲まれている状況、あまり外に出て行かない中での競争という地域性もあるのかと。あと、農業土木工事の関係予算では、空知が約106億円と一番多いが、十勝は45億円ほどで、そういう少ない金額の中で業者数が多いということで競争が激しくなっているのかなということも原因として考えているところです。

建設部からもありましたが、積算について、ほとんど最低制限価格と同額で積算できるという状況もあって、競争性と合わせて最低制限価格と同額というのが出てきたと認識しています。

(委員長)

十勝の激しい競争の数字を見ていると、十勝の業者達は不満があるとか、経営者の方々の方から何かこうして欲しいという要望はないのでしょうか。

(建設部)

建設部ですが、十勝に限らず、背景として建設投資額が公共も民間も減少している状況がありまして、建設業協会等からの声としましては、事業費の確保といたしますか、総額を増やしていただきたいというのが一番大きい声としては伝わってきているところでございます。

(委員長)

この数字を見て、このままでいいのかなっていうのを感じない訳ではない。あとは実

務をやる皆さんの方できちんと監視していただければそれでいいと思ってます。

(委員)

件数から割合を出しているけど、これはどちらかというと事業費が大きい案件で最低制限価格となるのか。それともどちらかというと小さめの案件だと予測しやすいものとなるのか。傾向としてはどうなのか。

(建設部)

規模を申し上げるのは中々難しいです。地域によってもばらつきがあるでしょうし、工事規模によつての偏りといったものはデータを取ったことはないし、意識したことはありません。

(委員長)

工事内容の中身によるものではないかと思う。

(建設部)

昨年もご説明しましたが、区画線や舗装工事ですと積算の内容が比較的軽易な内容になっていますので、そこでの同価落札というのがやはり多いといった状況にあります。

(委員)

先ほど、積算システムのお話が出ましたが、今、大体の業者は積算システムを導入しているのですか。

(建設部)

18年の外部の団体の調査では7割程度というお話をさせていただきました。

(委員)

同じシステムを使うと、単価とか公表されているので、それを入れるとほとんど似たような金額になるという話を業者の方から聞いたことがあるのですが。

もし、十勝帯広地区の業者が同じソフト使っていると、こういうことになるかもしれませんよね。それは分かりませんか。

(建設部)

業者が実際どのようなシステムを使っているかという調査はしていません。

ただ、複数のシステムを使って精度を上げられている方もいらっしゃるという話は聞いたことがあります。

(委員長)

他にご質問はありませんか。

それでは、報告事項の2番目、「談合情報の対応状況」について、事務局から説明願います。

(2) 談合情報への対応状況

(事務局)

それでは、資料2-1の「談合情報対応状況」に基づき、報告をさせていただきます。

まず、1ページ目ですが、平成24年度の談合情報の一覧です。

7つの発注機関に対し、14件の発注案件に対し情報がありました。

この14件のうち、表の1番については、前回の委員会で報告済みのものです。

今回は2番以降を報告します。

2ページ目に移ります。

2番の工事ですが、十勝総合振興局産業振興部の発注案件に対し、入札前に談合情報が入り、調査を行った結果、談合の事実が確認できなかったが、当初の入札を取りやめ、地域要件を十勝から全道へ広げた上で、入札を行いました。

入札の結果、情報のあった者が落札対象者になったことから、工事内訳書を徴し、再度の事情聴取を行ったが、談合の事実は確認できなかったため、契約を締結しました。

3～5番の2件の工事ですが、小樽建設管理部の発注案件に対し、入札前に談合情報が入りました。調査を行った結果、談合の事実が確認できませんでした。

当初の入札を取りやめ、地域要件を後志から全道へ広げ、入札を行いました。

入札の結果、2件の工事で、情報のあった者が落札対象者になったことから、工事内訳書を徴し、再度の事情聴取を行ったが、談合の事実は確認できなかったため、契約を締結しました。

3ページ目に移ります。

5～8番の4件の工事について、建設部建築局の発注案件に対し、入札前に談合情報が入り、調査を行った結果、談合の事実が確認できませんでした。

当初の入札を取りやめ、地域要件を緩和の上、入札を行いました。

入札の結果、4件の工事で情報のあった者が落札対象者になったことから、工事内訳書を徴し、再度の事情聴取を行ったが、談合の事実は確認できなかったため、契約を締結しました。

4ページ目に移ります。

9～12番の4件の委託業務ですが、空知総合振興局産業振興部の発注案件に対し、入札前に談合情報が入りました。

9～10番の委託業務では、情報どおりの業者が入札参加予定の業者に入っていました。事情聴取の調査を行った結果、談合の事実が確認できなかったが、当初の入札を取りや

め、9番の委託業務は当初の指名競争入札に更に7者を追加指名し、10番の委託業務は新たに地域限定型競争入札を実施しました。

その入札の結果、9番と10番については、談合情報とは違う者が落札対象者となったことから、その者と契約しました。

11番と12番の委託業務については、情報どおりの業者が入札参加予定の業者の中に入っていませんでした。この場合、談合情報対応マニュアルにある調査基準に該当しないため、当初の入札を実施しました。

次のページに移ります。

13番の委託業務ですが、空知総合振興局産業振興部の発注案件に対し、入札前に談合情報が入りました。

委託業務では、情報どおりの業者が入札参加予定の業者に入っていました。

事情聴取の調査を行った結果、談合の事実が確認できなかったが、当初の指名競争入札に対し、更に7者を追加指名しました。

入札の結果、談合情報とは違う者が落札対象者となったことから、その者と契約しました。

最後の14番の工事ですが、後志総合振興局森林室の発注案件に対し、入札前に談合情報が1回目は報道機関から、2回目は封書により入り、調査を行った結果、談合の事実が確認できなかったが、当初の入札を取りやめ、地域要件を緩和の上、入札を行いました。

入札の結果、情報のあった者が落札対象者になったことから、工事内訳書を徴し、再度の事情聴取を行ったが、談合の事実は確認できなかったため、契約を締結しました。

以上、談合情報対応状況でした。

(委員長)

ただ今の説明について、質問等はありませんか。

(委員)

2番とか3番は、結局、情報があったものが落札している訳ですが、調査では談合の事実が確認出来なかったという結論ですが、かなり、その事実が疑われたってということ、あるいは可能性が強いということでしょうか。それとも、たまたま、情報があった者が落札しただけで、談合の事実は全くなかったということなのかなですね。

(事務局)

談合情報は匿名で郵送、或いは電話など色々ございます。そういう状況の中で、談合情報対応マニュアルに沿った形で、一旦、入札を行う行為の前の段階で業者を呼んで聞き取りを行うとい

う状況の中で、談合に係る疑いというものを発見することができなかった。

更に入札を行った結果、情報があつた社が落札予定者となったということで、もう一度止めて改めてまた、調査を行うということです。

談合情報が入った場合は、警察や公正取引委員会の方にも通報する形になっています。我々どうしても取締機関ではないものですから、そういった形での調査を行い、できるだけことをやっている状況でございまして、表に二重丸がついているところが、談合情報があつた社が落札予定者となったというところでございますけれども、特段、そうした状況に違いがあるということではございません。

(委員)

談合情報が寄せられた場合には、ひとつは入札参加者を追加指名する場合、もうひとつは地域要件を緩和して広げる。

追加指名した場合には応札者が増えているが、例えば、2番の十勝の案件は地域要件を全道に広げた場合でも、応札者の数がほとんど変わらない。中には減っている場合もあるが、これはどう見ればいいのか。

(出納局)

一般競争入札の執行であり、入札への参加は業者の自由意志によることから、競争の結果としかいいようがない。

(委員)

もちろん、あの地域要件を広げてより多くの応札者を期待しているはずですよ。むしろ、そうならないっていただけですか。

(事務局)

談合情報が入るということで、その談合情報の仕組みを打ち壊していかないと我々はいけなないと考えておまして、そういう意味で参加される方々のエリアを壊すことでこの談合情報の仕組みを壊していこうという手段です。

結果として、エリアを広げても応札がなかったということについて、どうなのかというふうに言われるのは非常に難しい問題があるのかもしれませんが、このエリアの中でもしも談合があつたとするならば、それを打ち壊すということで、もし、談合を組んでいるのであれば否定をするような条件にしてしまうということに対応しています。

(委員)

エリアを広げる際、全道に広げたり、少し広げたりと、色々なケースがあるが、そのあたりの判断基準はどうですか。

(出納局)

支出負担行為担当者の判断によります。制度として何者以上の応札可能者が適当とは言い難い。

(建設部)

ひとつは応札可能者数ということで、例えば、橋をかける工事の入札で、実際、橋をかけたことがあるという要件を設定した場合、その時にどのエリアに何社くらいというのは情報としてもっているのですが、例えば、最初の設定として20社以上を選んで決めたというときに、次に拡大するときに倍くらい、とかですね、そういうことで大体エリア設定をしていくのが通常かなと思います。

あと、実際、広げて工事の中身等でもって、遠隔地まで行って受注して、そこで利益が出るかと、そこは各応札される方の企業の考え方だと思います。

3 議 事

(1) 北海道入札監視委員会現地調査結果について

(委員長)

次に、議事の現地調査結果に移りますが、今回の調査に当たりまして、現地で対応いただきました関係機関の方々に、この場を借りてお礼申し上げます。

また、各委員におかれましても、ご多忙のところ、現地調査にご協力をいただき、ありがとうございました。

それでは、「平成24年度北海道入札監視委員会現地調査結果」について、事務局から説明願います。

(事務局)

資料3の平成24年度 北海道入札監視委員会現地調査結果」について、報告します。

今年度の現地調査は、8月に3回実施させて頂きました。

第1回目は、8月3日に吉岡委員長が参加し、空知総合振興局札幌建設管理部の発注の工事6件、委託2件を調査しました。

確認した内容としては、制限付き一般競争入札の参加資格の設定の理由及び経緯、一般競争入札（総合評価方式）の落札者決定基準の取扱い、一般競争入札の結果状況と工事内訳書、応急工事での随意契約の妥当性、委託に係る入札の委託費内訳書などです。

次に第2回目は、8月23日に柴口委員と伊勢田委員が参加し、胆振総合振興局産業振興部・室蘭建設管理部の工事11件、委託1件を調査しました。

確認した内容としては、総合評価方式を設定した理由、最低制限価格の算出方法、工事内訳書のチェック方法、一般競争入札の応札可能業者数、最低制限価格未満により無効となった場合の苦情状況などです。

第3回目は、8月28日に赤淵委員と蟹江委員が参加し、空知総合振興局産業振興部の工事6件、委託2件を調査しました。

確認した項目としては、総合評価方式の入札の結果、落札とならなかった業者からの苦情状況、最低制限価格の算出方法、低落札による品質の問題、委託の指名選考の経過、委託の地域限定一般競争入札の実施状況などです。

以上が現地調査の結果でございます。

(委員長)

各委員の方で現地調査をしていただきまして、ご意見、感想程度でも結構ですので、何かご意見いただければと思いますが、まず、第2回の室蘭ではどうでしたか。

(委員)

室蘭に限らず、現地調査の場合には実際に現場を見せていただいています。

残念ながら行く直前になって、色々説明があった。可能であれば、事前に時間を取っていただいて、工事の全体像を説明していただくと、イメージができるので、事前の説明をお願いしたい。

(委員)

全体的に特段、大きな問題点が発見されたということはないのですが、例えば総合評価方式をしている理由というのは全部お伺いしておりますが、基本的には制度に従って取り組まれておりますので、特に大きな課題というのは見つかってはいません。

あと色々、最低制限価格の算出方法等の資料についても拝見させていただきまして、例えば業者の閲覧の仕組み等を丹念に見せていただき、大変、参考になりました。

それぞれ適切に進められていたということで判断しました。

(委員長)

それでは、第3回の空知総合振興局について、お願いします。

(委員)

感想ですが、ひとつは総合評価方式についてです。入札価格とか技術加算点、施工実績、これらの配点で落札者が変わるという可能性があり、それについて色々ご説明を受けましたが、特に業者から苦情はあまりないみたいですが、業者も納得する客観的な基準の確立が必要かなと個人的には思いました。

次に最低制限価格で、先ほどお話ありましたけれども、落札価格と近いものが結構あって、算出方法について、ソフトが同じとか色々あるのでしょうか、何かいい方法が

あればいいのかなっていうふうに思いました。以上です。

(委員長)

第1回は私が行ったのですけども、まず基本的に特段問題がなかった、きちんとなさっておられるなというのが、印象としてはあります。

先ほど、委員からご要望があったとおり、言われてみると私も現地に行くことは後々のためにはとてもためになるというか、調査という観点からすると、次年度からでいいけれども、この工事についての落札状況というかね、総合評価方式での落札に関する資料を予め見て現地に行った方がより臨場感があっていいのかな。せっかく行くならその方がいいなと思いました。

或いは、みなさんの方から、現地調査でこういうところを見て欲しいというのがあれば、言っていただくといいと思う。

道と直接関係ないが、この前、夕張のシューパロの工事現場を視察させていただいて、使っているクレーンの大きさとか、こういう工事だから、こういう入札をしたのかと想像が付いたりするので、現地調査というのは我々委員にとっては、正直非常に勉強になる。次年度以降の委員としての役割には非常に役に立つと言える。

その他に何かありませんか。

次回の第3回委員会において、抽出審議を行う予定です。つきましては、工事案件の抽出について大野委員を指名するのでよろしくお願いします。

以上で、本日の委員会は終了しますが、事務局の方から、何かありませんか。

(事務局)

次回委員会ですが12月又は1月に実施する方向で別途、日程調整等の打合せをさせていただきます。

(委員長)

それでは、これで委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

(了)